

相良村議会議員一般選挙のお知らせ

投票日：令和3年4月25日（日）

投票時間：午前7時～午後7時

●告示日：令和3年4月20日（火）

●選挙人名簿登録の基準日：令和3年4月19日（月）（ただし年齢については4月25日）

●選挙人名簿の縦覧期間：令和3年4月20日（火）午前8時30分から午後5時まで

●投票ができる方

①村内に住所を有する方

3ヶ月以上村内に住所を有する方（令和3年1月19日までに転入届をした方）

②満年齢が18歳以上の方 平成15年4月26日までに生まれた方

以上①②の条件を共に満たしている方で、選挙人名簿に登録されている事が条件です。

※村内から転出された方は、転出した時点で投票ができません

●立候補受付

日時：令和3年4月20日（火）午前8時30分から午後5時まで

場所：相良村役場2階大会議室

●立候補予定者説明会

日時：令和3年3月30日（火）午前10時から

場所：相良村役場2階大会議室

【期日前投票（不在者投票）について】

投票日に用務（仕事・旅行・出産等）のため投票所に行けない方は、期日前投票（不在者投票）ができます。

告示日の翌日からの投票になりますのでご注意ください。

なお、他市町村や病院、老人ホーム等において行う投票は不在者投票として行われます。

○期日前投票（不在者投票）ができる期間及び場所

令和3年4月21日（水）～24日（土）午前8時30分～午後8時まで

場所：相良村役場1階村民ホール ※投票所入場券をお持ちください。

【郵便による不在者投票について】

身体障害者及び戦傷病者の方のほか、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方も相良村選挙管理委員会が発行する郵便投票証明書をお持ちの方は、郵便によって投票する事が出来ます。

また、身体障害者で上肢又は視覚の障害の程度が1級である方を対象に郵便投票にも代理記載制度が設けられています。郵便投票証明書の期限が切れている方、今回新たに申請される方は早めに相良村選挙管理委員会までご連絡ください。

○郵便による投票用紙の請求が出来る期間

投票日の4日前(4月21日)まで

(投票用紙の見本)

自書式(候補者名を記入する)投票

令和三年四月二十五日執行 相良村議会議員一般選挙投票 磨 球 県 本 選 村 良 相 員 委 理 之 印 之 会	候補者氏名	○ 注 意 一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
--	--------------	--

【前回の相良村議会議員一般選挙との違いについて】

公職選挙法の改正によって、次のとおり前回の選挙と違いがあります。

(1) 供託金

立候補者1人につき15万円の供託金が必要になりました。

(2) 公費負担

立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を目的とし、候補者の選挙運動の費用を負担する制度ができました。公費を負担する項目は次のとおりです。

なお、公費の負担には、一定の条件があります(公費負担できない場合があります。)。詳しくは、「立候補者説明会」で説明します。

○公費を負担する項目

- ① 車両(車両、燃料代、運転手)
- ② ビラ(1,600枚)
- ③ ポスター(53か所分)

大事な投票、忘れずに!



【お問合せ先】相良村選挙管理委員会 ☎35-0211

明るい選挙キャラクター

めいすい君